

日本政府とアジア救済公認団体との間の契約

日本政府代表とアジア救済公認団体代表とは、連合軍軍最高司令官総司令部からアジア救済公認団体宛の一九四九年十月二十五日附書S G A P I N 二〇五四「アジア救済公認団体からの救済物資の受領及び配給について」に基き、日本におけるアジア救済公認団体救済物資の受領及び配給について、次のとおり契約する。

第一條 目的

アジア救済公認団体の救済物資は、すべて日本の復興に供するため、飢饉、宗教、人種又政治的信念によつて区別することなく、必要に應じ、真に救済を必要とするものに対して、公平、有効、迅速且つ適切に無償配分するものとする。

第二條 物資の引渡及び配分の方法

41 アジア救済公認団体代表は、その提供する救済物資を横浜の港に於いて日

本政府に引渡すものとし、日本政府は消費する団体又は個人に代つてこれを受領するものとする。

42 日本政府は、アジア救済公認団体代表と協議の上、右の物資を第一條の目的にそうように適正に配分するものとする。

第三條 日本政府の責任

41 日本政府は救済物資の受領から消費する団体又は個人へ引渡までの間、右の物資の保全、移動、割当及び配給に關して全責任を負ひ、且つ、これに必要経費を負担する。

42 日本政府は右の物資の荷卸、貯蔵、輸送及び配分に當つては経費、税関、その他予防し得る損失の防止に万全の措置を講ずる。

イ 日本政府は、右の物資の荷卸、取扱、入庫及び輸送を優先的に行う。

第四条 税金の免除

- (イ) 日本政府は救済物資に對して、輸入税その他あらゆる公の増徴によつて課せられるすべての税金を免除する措置を講ずる。
- (ロ) 日本政府はアジア救済公認団體の日本人でない代表の外國において支拂を受ける金給及び報酬に對して、所得税を免除する措置を講ずる。

第五条 法令、予算との關係

この契約は日本國憲法、法令の規定及び予算の定めるところに抵触することなく実施されるべきものとする。

第六条 契約の期間

この契約は一九五〇年四月一日から日本に於けるアジア救済公認団體の救済活

動が完全に終結するまで有效とする。

第七条 交 更

この契約の條項の交更及び前各條に規定するもの以外の必要事項はその協定
両者協議の上これを定めるものとする。

一九五〇年三月二十三日

日本國內閣總理大臣 吉 田 茂

アジア救済公認団體代表

エスター・ビー・ローズ

デー・アーネスト・バット

ハロルド・チニー・フィルセツカー